

法人保険の販売手法に新たなメス！

課税強化される名義変更プラン

改正のポイントと今後の課税強化の動向

嶋田 雅嗣

CFP® 株式会社トライエージェンシーソリューション事業部長

特別
企画



所得税基本通達の改正により、この7月1日から、低解約返戻金型増定期保険のいわゆる名義変更プランの課税強化が実施された。本稿では、今回の課税強化の背景や、その改正内容を確認するとともに、注意しておくべき今後の課税強化の動向について見ていく。

バレンタインショック時の パブコメでも狙上に

2019（令和元）年2月に端を発するバレンタインショックは、生命保険業界を震撼とさせた。大

手生保から中小外資をも交えて業界一団となって販売していた節税保険が、「法人税基本通達9-3-15の2」により全否定されたのだ。

契約にあたっては、支払保険料を損金算入しても課税の繰延に過ぎず、節税にはならないことの確

認文書「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」への署名を契約者に求めることとされ、実質保険料、実質返戻率などの用語の使用も禁止された。その結果、生命保険各社は法人保険の販売量を大幅に落とし、以後の販売戦略を大きく変更せざるを得なくなった。

バレンタインショックの際に国税庁は、意見公募したパブリックコメントで、「低解約返戻金型定期保険を個人に名義変更するいわ